LINE限定企画 クロスリファレンス学習 民法9

リーダーズ総合研究所 山田斉明

1

問題9

≪651条≫

- (1) 解除
 - → 各当事者いつでも
- (2) 損害賠償請求
 - → 必要な場合: ①相手方に不利な時期
 - ②受任者の利益をも目的
 - → 不要な場合: やむを得ない事由

2

_{リーダーズ式}総合コース新設 解法ナビゲーション講座

約3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、 出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、 キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会解法ナビゲーション講座の効果的活用法



●通信Web配信開始 配信中 ●通信DVD発送開始 **随時発送**

3

_{リーダーズ式}総合コース新設 パーフェクト過去問徹底攻略講座

クロスレファレンス学習で 過去問の解き方もマスターして 過去問を本試験で使える知識にする!

Web 講座説明会 パーフェクト過去問徹底攻略 講座の効果的活用法



●通信Web配信開始 2024/**4/5**(金)

●通信DVD発送開始 2024/**4/15**(月)

Л